

## 平成30年度 第5回理事会の開催

平成30年度 第5回理事会が、平成31年3月26日、日本獣医師会会議室において開催された。本理事会では、議決事項として、「第1号議案 平成31年度事業計画及び収支予算書等に関する件」、「第2号議案 特定資産の取崩しに関する件」、「第3号議案 諸規程の一部改正に関する件」について諮り、承認された。次に説明・報告事項として、「1 平成30年度地区獣医師大会における決議要請事項に関する件」、「2 北海道胆振東部地震に関する件」、「3 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件」、「4 動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟に関する件」、「5 特別委員会の開催に関する件」、「6 部会委員会の開催に関する件」、「7 役員改選スケジュールに関する件」、「8 職務執行状況に関する件」、「9 その他」について説明、報告がなされた。続いて、その他の報告・連絡事項として「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が報告された。

第5回理事会の議事概要は下記のとおりである。

### 平成30年度 第5回理事会の議事概要

- I 日時：平成31年3月26日(火) 14:00～17:30
- II 場所：日本獣医師会 会議室
- III 出席者：
- 【会長】 藏内勇夫
- 【副会長】 砂原和文、村中志朗  
酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術学会担当職域理事）
- 【専務理事】 境 政人
- 【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）  
渡邊 健（東北地区）  
鳥海 弘（関東地区）  
天野芳二（東京地区）  
松澤重治（中部地区）  
玉井公宏（近畿地区）  
春名章宏（中国地区）  
塩本泰久（四国地区）  
草場治雄（九州地区）
- 【職域理事】 西川治彦（産業動物臨床）  
大林清幸（小動物臨床）  
横尾 彰（家畜共済）  
加地祥文（公衆衛生）  
木村芳之（動物福祉・愛護）  
栗本まさ子（特任）
- 【監事】 浦山良雄、柴山隆史、鈴木一郎
- 【オブザーバー】 北村直人（日本獣医師連盟委員長）  
（欠席） 川嶋和晴（家畜防疫・衛生）

### IV 議事：

#### 【議決事項】

第1号議案 平成31年度事業計画及び収支予算書等に

### 関する件

第2号議案 特定資産の取崩しに関する件

第3号議案 諸規程の一部改正に関する件

#### 【説明・報告事項】

- 1 平成30年度地区獣医師大会における決議要請事項に関する件
- 2 北海道胆振東部地震に関する件
- 3 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件
- 4 動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟に関する件
- 5 特別委員会の開催に関する件
- 6 部会委員会の開催に関する件
- 7 役員改選スケジュールに関する件
- 8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- 9 その他

#### 【その他の報告・連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

### V 会議概要：

#### 【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から次の挨拶がなされた。

「本日は年度末のご多忙の中、本理事会に出席をいただき厚くお礼申し上げます。

2月8日から3日間、神奈川県で開催された獣医学術学会年次大会については、地元神奈川県獣医師会会長の鳥海理事をはじめ、関係者、さらには理事各位の協力により成功裏に終了することができ、改めて感謝申し上げます。来年度は2月7日から3日間、東京国際フォーラムにおいて、日本獣医師会が直轄で開催することとしており、今後、理事各位をはじめ、広く意見を伺

い、魅力のあるプログラムを企画したいと考えている。

また、9月に岐阜県においてわが国では26年ぶりに豚コレラが発生し、現在5府県に拡大する一方、野生イノシシの感染も多数確認され、いまだ終息の兆しが見えない状況である。本会では岐阜県獣医師会からの緊急要請を受け、1月18日付けで農林水産省、厚生労働省、環境省の3省に対し、岐阜県における豚コレラ検査体制の強化、特定家畜伝染病等に対する迅速な検査体制の確立、野生動物に対する連携した検査体制の法的な整備について、要請を行ったところである。

われわれ獣医師は、今回のような重篤な家畜伝染病を未然に防止し、発生時には迅速に防疫対応に努める等、きわめて重要な役割を果たすこととなる。このように日本の畜産が直面する重大な課題に対しては、産業動物、家畜衛生関係者を中心として、すべての職域の獣医師が情報を共有し、それぞれの立場で終息に向け全力で取り組む必要があり、関係各位の支援をお願い申し上げる。

さて、われわれの任期も残すところ3カ月となったが、今期の重要課題に関する具体的な対応方策の取りまとめ等について推進したいと考えている。

一方、新年の挨拶でも申し上げたが、本会の事務・事業の見直し、組織の再編等を進めることで、本会がこの激動する時代を乗り越え、一層発展し、公益活動に邁進できるように努めたいと考えている。役員各位、地方獣医師会、構成獣医師が同じ目標に向かって一丸となって取り組みいただくことを改めてお願い申し上げたい。

本日の理事会では、来年度の事業計画、予算等、重要な議案を審議する予定であり、忌憚のない意見をお寄せいただくとともに、円滑な議事進行をお願い申し上げ、会長の挨拶に代えさせていただきます。」

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

#### 【議決事項】

#### 第1号議案 平成31年度事業計画及び収支予算書等に関する件

境専務理事から、2019年度事業計画書に反映すべき事項、2019年度事業計画書(案)の実施方針、さらに事業別の対応として、①公益目的事業、②収益事業、③その他事業(相互扶助等の共益目的事業)について、各事業の詳細な内容について説明がなされた後、平成31年度収支予算書(正味財産増減方式)(案)及び収支予算内訳表(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて(案)の説明がなされ、承認が求められた。

質疑・応答として、①事業計画の「女性獣医師就業支援対策事業」にある「女性獣医師の就業支援」という表現は、政府における「女性活躍推進法」の推進に併せ、

「活躍推進」に、また「今後も勤務条件の改善をはじめとする獣医師の職場環境の向上のための要請活動」の記載は、働き方改革の理解醸成という実施方針の記載に併せて「今後も勤務条件の改善及び職場環境の向上のための取組みを強化する」と修正いただきたい。②豚コレラについては、TVの報道番組で殺処分した豚の埋却等の映像が放映されており、このような対応に対して一般市民から動物福祉の観点で疑問視する声もある。また、豚コレラワクチンは、平成4年以降の未発生の状況下でのコスト軽減に鑑み、中止をしたが、今回のようにウイルスがまん延している状況では、いち早くワクチン接種を実施して畜産農家を安心させる必要があり、本会の関係委員会で検討する等して、農林水産省へ申入れ等すべきである。これまでの政策は野生動物で発生していても飼養家畜での発生がなければ清浄国であるという畜産物の輸出を踏まえた考え方であり、本会が狂犬病のワクチン接種を推奨するのと同様の方向性で取り組みいただきたい旨要望が出された。

これに対して、境専務理事から、①については、事業名は農林水産省の補助事業であるため名称変更は困難であるが、新たに2020年度から開催される事業の企画段階に同省にその旨申し入れたい。また、ご指摘の表現については、見直したい。②については、本疾病の対応としては、特定家畜伝染病防疫指針に基づき早期発見と患畜等の迅速な殺を原則とし、予防的なワクチン接種は実施しない方針である。ただし、発生農場における殺及び周辺農場の移動制限では、感染拡大の防止が困難な際は、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施が認められる。事例としては、平成22年の宮崎県で口蹄疫が発生した際、毎日1万頭以上が患畜となり、早期淘汰・埋却が困難となったため、発症拡大のスピードを鈍らせ、優先的にと畜が実施できるようワクチンを接種した経緯がある。一方、今回のように野外ウイルスが存在する状況で接種すれば、抗体検査をしても野外ウイルスの感染豚なのか、ワクチン接種豚なのか判別できなくなる。また、長期の接種となると、毎年膨大な経費を要することにもなる。なお、一部の発生農家では飼養衛生管理基準が徹底されていなかったという事例もあり、農林水産省では、アフリカ豚コレラ対策も念頭に飼養衛生管理基準の遵守が最優先という考え方であり、現段階でワクチン接種は実施しない方針である。さらに藏内会長から、殺処分の埋却映像等の放映については、放映を控えるよう要望することも検討したい旨説明された。

#### 第2号議案 特定資産の取崩しに関する件

境専務理事から、本会の獣医学術学会年次大会及び動物感謝デーについては、事業費の継続的な増加等により、これまで大幅な赤字を計上している状況にある。こ

のため次年度の獣医学術学会年次大会は、これまでの地方獣医師会への開催委託から、本会直轄による開催に変更するとともに、動物感謝デーも動物愛護週間中央行事と同時開催により両行事の重複企画等の削減・縮小を検討する等見直しを行っているところである。しかしながら、一昨年開催した第2回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議、昨年11月に開催した本会創立70周年記念行事などの経費負担も重なり、本会の会計運営は非常に厳しい状況にある。このような中で、平成30年度末の本会の手持ち資金は大きく減少しており、平成31年度当初の3カ月間は本会会費等の収入も得られないことから、事業に要する資金が不足することが懸念される。このため本会が平成24年4月の公益社団法人移行時に、特定資産の「公益事業活動準備資金」（公益目的事業に使用する資産）として積み立てていた余剰資金（移行前の次期繰越収支差額に相当する額）を取り崩し、公益目的事業の運営回転資金に充当することとしたい。なお、本資産の取崩しについては、本会財産管理・運用規程第6条第5項の規定において理事会の決議を経る旨規定されており、平成31年3月、「公益事業活動準備資金」の総額1億500万円のうち、9,000万円を取り崩すことについて説明され、承認が求められた。

質疑・応答として、将来的な本資金の積み戻しについて質疑があり、これに対して境専務理事から、財政の課題への対応は増収及び支出削減が第一である。動物感謝デーについては、今後、赤字とならない開催方法を検討しており、動物感謝デーの廃止による中央行事への統合も選択肢と考えている。獣医学術学会年次大会も特に地方獣医師会から要望がない限り、本会が実施することとし、事業計画のとおり専門獣医師制度を確立し、学会等で研鑽した結果が専門獣医師として広告できるよう利便を図る等して、参加登録者の獲得に努めたいと考えている。一方、マイクロチップの装着義務の法制化による装着頭数の飛躍的な増加が見込まれるAIPO事業、アジア臨床獣医師等総合研修事業の継続及び予算の拡充等、さらには事業のスクラップ&ビルドや地方獣医師会との役割分担等で事業を見直しすることにより収支の改善に努めることとしたい旨説明された。

### 第3号議案 諸規程の一部改正に関する件

境専務理事から、①本会の事務局次長は「日本獣医師会事務局組織規程」において管理職から除外されており、「公益社団法人日本獣医師会定款施行細則」において業務運営幹部会に参加しているが職名は明記されていない。また、「日本獣医師会職員給与規程」において職務手当は支給されるものの、深夜就業を除き、超過勤務手当は支給されない。このように本会の事務局次長に関

する規程等については、労働基準法上、「一定部門等を統括する立場」、「会社経営に関与」、「労働時間や仕事を自身でコントロール」、「給与面での優遇」に該当する者を指す「管理監督者」に関する規定の運用に適合していないため、これらの関係規程等の一部を改正する。②本会事務局職員の給与に関しては、給与規程等に基づき毎年度昇級等が決定されているが、すでに国家公務員等については人事評価制度を導入し、職員ごとの業務目標に対する業績評価を反映した昇級・昇格等が実施されており、このような事例をはじめ一般社会の給与制度の実施状況にかんがみ、本会の給与規程の一部を改正する。③近年、訪日外国人の増加、景気の回復、東京オリンピック開催等により都内ホテルの宿泊の予約が取りにくく、宿泊料金も上昇している。2016年12月には、各府省等申合せにより、公務員の旅費における宿泊料の定額が引き上げられたことに伴い、本会の宿泊料も同様に引き上げるため、旅費規程の一部を改正することとしたい旨説明がなされ、それぞれについて承認が求められた。

質疑・応答として、職員のモチベーションや対外的な面を考慮すると事務局長若しくは事務局次長は再雇用という立場にせず、定年の年限を延長し、正規職員とすることを検討いただきたい旨要望が出され、これに対して境専務理事から、定年は国家公務員に準じ60歳だが、同様に再雇用ができ、役職定年を65歳としている。65歳を超えても双方の合意により年齢を問わず嘱託職員として勤務することができ、国家公務員の就業の仕組みに劣るものではない旨説明がなされた。

### 【説明・報告事項】

#### 1 平成30年度地区獣医師大会における決議要請事項に関する件

境専務理事から、平成30年度地区獣医師大会における決議要請事項と、その対処の考え方が説明された（別記参照）。

質疑・応答として、①マイクロチップの普及パンフレットについては、災害時の効果等を分かりやすく記載した内容にして、新たに作成願いたい。②「One Health」の記載については、「概念」、「理念」、「考え方」とさまざまな表現がされているので統一願いたい旨の要望が出された。

#### 2 北海道胆振東部地震に関する件

境専務理事から、北海道獣医師会からの北海道胆振東部地震被災状況の報告として、①会員の自宅の被災状況として大規模半壊が2棟、半壊が2棟、②開業獣医師の診察施設について機器の損害が産業動物、小動物診療施設で各1件あった。経費の支援報告として、①被災動物救護活動等関係経費については今後の見込み診療料金

70万円を含み、概算として511万4,389円、②会員の診療施設被害への見舞金として産業動物診療の1施設に対し15万円、小動物診療の1施設に対し20万円、③自宅被害への見舞金として小動物診療関係者4名に89万円の合計635万4,389円が支出された。なお、地方獣医師会へ募金の支援を依頼した「平成30年北海道胆振東部地震動物救護等支援金」については、2月28日現在で901万7,706円のご芳志をいただいた。この場をお借りし厚くお礼申し上げる旨説明がなされた。補足して、北海道獣医師会会長である高橋理事から、本会では最後まできめ細かな活動に努めることとし、安平町の仮設住宅にある談話室を活用して被災者である犬猫の飼い主15人に対し、夏季の暑さ対策のレクチャー等を実施している。今後、札幌市の動物愛護推進委員とも連携を密に活動することとし、VMATの設立までの間、このような活動を推進したい。

質疑・応答として、ボランティア獣医師の手当について質疑があり、これに対して高橋理事から、3月31日で募金を終了する予定であり、募金額に見合った金額を手当として支給する予定である旨説明された。

### 3 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

境専務理事から、本年度の収支については、地方獣医師会からの協賛金280万円を加え、協賛金の総額が1,780万188円、支出が1,792万231円で、補助事業からの収入を見込むと本会負担は43円にとどまった。2014年以降の大幅な赤字であり、今後の改善策として動物愛護週間中央行事との合同開催を提案している。2月に開催された中央行事の実行委員会では、参画団体等から、統合、同時開催の方向性には賛同するが、行事の名称のあり方、統合開催と同時開催の選択、中央行事の会場は上野恩賜公園が前提のため必然的に企画は縮小すること、中央行事の開催時期は法律で決められているが、動物ふれあい事業を考慮した開催時期の見直し、動物が参加する際、負担をかけないように十分配慮すること等意見が出された。今後、合同開催の作業部会となる小委員会を設置して検討を進め、協賛団体が二重の負担にならないよう配慮するとともに、より効率的な開催対応を図り、赤字削減に努めたい旨説明がなされた。

質疑・応答として、①統合されると「World Veterinary Day」という副題は使用できなくなるのか。②事業を開始するに至った経緯は、岐阜大学で開催していたWorld Veterinary Dayを全国規模で開催し、獣医師の役割、社会貢献を広く市民に理解いただくこととして、第1回を東京都都庁前で実施した経緯がある。統合による開催となると当初の趣旨と異なり、地方獣医師会が協賛する目的と乖離することのないよう十分整合性を確保

願いたい旨質疑・要望が出された。

これに対して、境専務理事から、①については、2020年度には同時開催する方向で取り組んでおり、名称は残す予定であるが、統合開催となった際は、今後検討することとなる。②については、世界獣医師会では、毎年World Veterinary Dayに異なったテーマを設定しており、本会でも世界獣医師会の取組みと連携した活動として継続したい旨説明された。

### 4 動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟に関する件

境専務理事から、「愛がん動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟」については、超党派で会長に自民党の鈴木俊一衆議院議員、会長代理には立憲民主党の生方幸夫衆議院議員及び自民党の森 英介衆議院議員が就任をされ、幹事長に公明党の高木美智代衆議院議員、幹事長代理として、獣医師である自民党の山際大志郎衆議院議員、副幹事長に公明党の中野洋昌衆議院議員、事務局長として、自民党の鬼木 誠衆議院議員が就任されている。2月の総会では鈴木会長から飼い主が求める獣医療が多様化する中でチーム獣医療の充実が求められ、動物看護師の役割は重要として、本国会で法案を成立させ国家資格化を成し遂げたい旨挨拶がなされた。その際、日本動物看護職協会が代表して状況説明を行い、ヒアリングを受けた後、日本獣医師連盟の北村委員長から日本獣医師会では昭和62年からこの看護職の公的資格化の検討しており、チーム獣医療のためには動物看護師が補助職として必要であるとして議員立法による動物看護職の国家資格化の実現について要請された。続けて、環境省、農林水産省の審議官から、それぞれその制度化された場合に備えた検討、準備を進めたい旨コメントされた。さらに質疑・応答では、現在の就労環境や、国家資格化により期待されることについて質疑があり、日本動物看護職協会から、現在、病院によって行われる業務、処遇、給与もさまざまであり、獣医師の補助者として診療業務を担わないと獣医療が立ち行かない旨、国家資格化により処遇が改善されることを望んでいる旨回答された。最後に鈴木会長から、今後関係者にヒアリングを行い、環境省、農林水産省の協力を仰ぎながら、衆議院法制局で骨子案を作り条文化する旨説明され閉会された。なお、山際幹事長代理から、動物愛護管理法の改正について、ペット業界、関係者間では販売週齢の課題が解決しておらず、合意に達していない旨説明された。本件について環境省では2年間にわたり調査をしたが、7週齢と8週齢以降で親から離れた場合、行動等に明確な差はないという結果であった。このため週齢を規定することは憲法の職業選択の自由、営業の自由に抵触することも懸念され、現段階で法案の改正は困

難とされた。なお、本議連では各党に骨子案を提案される等して検討が進んでいる旨説明された。

質疑・応答として、①「愛がん動物看護師」という名称は産業動物分野と対比したもののだが、現状、小動物分野では「動物看護師」で通じており一般市民からも理解しやすいと思われる。②北海道では、動物看護師養成学校の卒業生が産業動物診療施設で補助業務に携わっている事例等については、考慮されないのかとの意見・質疑が出された。

これに対して、境専務理事から、①については、農林水産省は畜産分野において動物看護師という新たな国家資格を導入することは、現場になじまないという考えであり、その懸念をなくすという意味でも、「愛がん動物看護師」という名称とすることで、農林水産省、環境省の中で合意に達したと仄聞している。畜産現場では、投薬あるいはワクチンの接種も含め、家畜という財産の処分権を有する飼い主以外の者が実施すれば法律に抵触することになるものの、従業員については、畜産経営の合理化が迫られている現状、畜産物の安全性確保に課題がない範囲で許容されている現状がある。このため畜産現場においては、新たに看護師を雇用するというのではなく、獣医療行為を一般の者にも広く認めるような議論の方向に波及する等して、現在、畜産分野で国家資格から民間資格となった装削蹄師の前例もあり、獣医師に限定された診療業務の範囲の見直しに繋がる等、大きな混乱を招くことが危惧される。なお、名称については、両省での調整を踏まえ、衆議院法制局で検討し、最終的に国会で決定されることになる。②については、獣医師法第17条で規定されているのは、獣医師が行える診療行為のみで診療補助行為という概念は存在しない。獣医師法の運用上、認定動物看護師を含めた動物看護師による診療行為は無論、診療補助行為も認められていないのが現状である旨説明がなされた。

## 5 特別委員会の開催に関する件

境専務理事から、“One Health”推進特別委員会の課題別委員会である狂犬病予防体制整備検討委員会及び薬剤耐性（AMR）対策推進委員会、動物飼育環境整備推進特別委員会の課題別委員会である家庭動物飼育環境健全化検討委員会及び災害時動物救援対策検討委員会について次のとおり説明がなされた。

狂犬病予防体制整備検討委員会については、1月10日に第2回委員会を開催した。まず、OIE 獣医組織能力（PVS）評価報告書の公表及び狂犬病予防対策に関する獣医内科学アカデミーでの発表における「我が国の狂犬病ワクチン接種の見直し意見に対する日本獣医師会の見解」が説明された後、意見交換が行われ、フィリピンからの帰国者2名が狂犬病で死亡した事例では、医師は

狂犬病患者を診た経験がなかったこと、岐阜県の豚コレラ発生により野生動物からの感染リスクの認識及び封込め対策の困難さが明らかとなったこと、獣医内科学アカデミーでの発表は厚生労働省の科学研究費による政策研究で結論に一定の方向性が生じやすいこと等の意見があった。これに対して厚生労働省の担当官からは世界的にも狂犬病清浄国は少ない中で、OIE の考え方がわが国に当てはまるものではなく、また野生動物のサーベイランスも不十分であり、狂犬病予防対策は人命に関わるもので慎重な議論が必要である。一方、マイクロチップの装着の義務化との関係も含めて狂犬病予防対策の強化と発生時に対応する職員の能力、検査体制の維持・強化についても進めていきたい旨発言された。次にマイクロチップ装着・情報登録制度の骨子について説明がなされた後、意見交換がなされ、適切な装着により体内でマイクロチップは移動しないこと、マイクロチップを装着しても AIPO へ登録しない事例があること、犬の登録、狂犬病予防注射済票と鑑札交付が1回で可能となるワンストップサービスの導入は飼育者の利便性が向上する一方、地方獣医師会が対応窓口となった際の登録変更の事務手数料のあり方等を検証する必要があること等意見が出された。まとめとして北村顧問から動物愛護管理法が改正されることによりワンストップサービスをはじめとする各種施策が具体的に進められ、他の委員会における議論も大きく進展するとして、関係国会議員への働きかけ等の対応が依頼された旨述べられた。

薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会については、1月29日に第2回委員会を開催した。まず、前回会議の検討結果として、獣医師による診療目的や飼い主が飼い犬・猫に医薬品を輸入し使用することは可能であるが、副作用等起こった場合は自己責任であることが確認された。次に薬剤耐性の現状について、農林水産省担当官から平成29年度は病畜の薬剤耐性モニタリング、平成30年度は健康な動物に対するモニタリングを実施している旨の説明の後、意見交換がなされ、小動物分野において感染を疑う際、培養検査結果の判明以前に使用すべき医薬品の選択方法は確立されておらず、現状ではさまざまな情報を収集し選択薬を決める必要があること、小動物分野では犬猫専用の抗菌剤が少なく、人用が使用される実態があるが、今後データをもとに用法・用量を科学的に規定し抗菌剤の慎重使用を徹底指導する対応が望ましいこと、畜産分野においては無診察による要指示医薬品指示書の不適正な発行が課題であること等の意見が出された。続いて、小動物獣医療における抗菌性医薬品に関する実態調査の実施経過が報告された後、意見交換がなされ、小動物分野で使用される薬剤のほとんどが人体薬と予想していたが、調査の結果、承認薬に関しては動物薬が多く使用されていることが明確となったこと、承認され

た動物用医薬品を使用したいが、承認された専用医薬品が少ないこと、薬価の関係上、人用ジェネリックを使用する傾向が高いこと、地域猫への不妊手術をする現場では、長期間作用型の抗菌剤を多用するため、耐性が進んでいること、調査は比較的大規模な施設の回答が多いが、少人数の施設では人用の安価な薬品を使わざるを得ないこと、小動物臨床現場は動物の命を救うことが最優先されるため、薬剤耐性の防止より効果のある薬剤を選択すること、多少価格が上がっても、動物専用の飲ませやすい剤型のものがあれば利用が促進されること、動物病院の7割がワンマンプラクティスであり、獣医師は多忙で学会にも参加できず、情報を得る機会も得られないため、本会が情報提供し、獣医師を育てることも本会の役割であること等の意見が出された。

動物飼育環境健全化検討委員会については、12月10日に第2回委員会を開催した。まず、家庭動物飼育環境の健全化に向けた取組みとして、まず、日本ペットサミットの活動についての説明の後、意見交換がなされ、ヨーロッパと同様、日本においても犬を飼育してほしいのではなく犬のいる社会についての寛容さが求められていること等の意見が出された。次に犬猫適正飼育推進協議会からの説明の後、意見交換がなされ、ヨーロッパの基準を参考に「ブリーダー及びペットショップの飼育・管理・飼育環境ガイドライン」を作成して、環境省に提案したが、期待する反応がなかったこと、環境省では飼育に係る数値基準を検討中だが結論を出すのは困難と思われること、ペットショップでは飼養スペースが展示場所でもあり、ケージサイズの数値基準に対する対応は可能だが、ブリーダーにヨーロッパ並みの基準を求めると対応できないこと等について意見が出された。続いて、中央環境審議会動物愛護部会での検討経過が説明された後、前回会議の検討を受けた情報収集結果が報告された。報告に対する意見交換の中で、寄付金を毎年1億円ほど募り、テレビコマーシャル等を放映する提案については、熊本地震の際、九州災害動物救援センターの施設整備のために指定寄付金の募集に苦勞したため、広告代理店に対してはスポンサー企業つきの企画に本会が協力するような提案を依頼したが未だ回答がないこと、犬の飼育頭数の減少には複雑な問題が絡み合っており、日本愛玩動物協会でも、数年かけて1億円近い資金を広告に使ったが効果はなかった。イメージ戦略は必要十分条件ではなく、地道に動物取扱業の規制改正も含め、さまざまな対策を講じる必要があること、ペットの飼い主責任や終生飼養を強調し過ぎたことで、ペット飼育のプレッシャーとなったことから、飼いたいというニーズを作り、実際に飼う際に支障となる経済、住宅環境等の問題に対する手段を体系化し、対応する必要があること等の意見が出された。最後に委員会報告の取りまとめの方向

として、飼育環境の現状把握と国民生活への寄与に関する記載とともに、獣医師会だけでなく、関係機関等の取組みも把握し、マンションでペットを飼えるような推進方策の他、犬猫適正飼育推進協議会によるペットショップ等の基準の提案に加え、本会での取組みを考慮すること、さらに具体的な検討として、東京都獣医師会あるいは大阪市獣医師会の活動の事例などを収集し、実際に各地方獣医師会で取り組める事項を提案すること等の意見が出された。

災害時動物救援対策検討委員会については、2月8日に第2回委員会が公開型拡大会議として開催された。まず、岡山県獣医師会から西日本豪雨災害の活動報告として、動物愛護団体と連携を密にして円滑に活動できたこと、次に北海道獣医師会から、北海道胆振東部地震の活動報告として、動物愛護団体の機動性が活動に発揮された一方、全道停電のため情報収集に苦慮したこと、同行避難の被災者は、夜間はペットを車中で管理したり、ペットと車中泊する事例が多かったことが、それぞれ報告された。続いて「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル（仮称・案）」について説明がなされ、「地域活動ガイドライン」は、地方獣医師会と自治体との協定締結や地域活動マニュアルの作成の推進、災害の多様化による広域支援、動物を取り巻く社会意識の変化等について記載をしたこと、改定のポイントとして、基礎自治体との協定締結、指定地方公共機関等の指定、組織的支援体制の整備等々について計画を策定する必要がある旨記載したこと等が報告された。「災害対策マニュアル」は、地方獣医師会の支援と日本獣医師会が被災した場合の対応が目的であり、平時の取組みとして、危機管理室の設置、認定VMAT講習会の共同開催の継続、指定公共機関の指定、全国防災担当者会議の開催について、さらに本会が被災した場合、職員・滞在者の安全確保、事務局機能の評価、業務継続のための環境整備、BCPの策定と運用について記載した旨報告された。最後にVMAT講習会の開催については、災害動物医療研究会が平成27年度から補助を受け開催してきたが、今年度からは本会も共同開催し、修了認定を本会が行うこととなった旨説明された。

## 6 部会委員会の開催に関する件

- (1) 境専務理事から、各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部長である職域理事等から次のとおり説明がなされた。
- (2) 酒井副会長から次のとおり説明がなされた。

獣医学術部会における学術・教育・研究委員会については、12月13日に第21回の会議を開催した。まず、獣医学教育の整備状況の検証と支援ワーキンググループの政岡委員長から、ワーキンググループの検討結果

が報告され、獣医学系16大学のアンケート結果を踏まえると、平成29年度より開始された参加型臨床実習は、各大学間で単位数等に差があること、産業動物分野の臨床実習は学外機関の協力が必要不可欠だが、大学側に現状と将来に向けた計画的な取組みがないこと、家畜衛生実習、公衆衛生実習はコア・カリキュラムの実習とした場合、受入機関である家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等では不可能であり、アドバンスト教育または就業誘導型実習での対応が強く望まれているということ等が確認された。現在、大学関係組織と受入関係団体、日本獣医学会及び本会で構成される「獣医学教育実践協議会」においてもさらに検討し、大学に改善を求めることとしている。次に国際交流の推進については、昨年8月に札幌のコンベンションセンター開催された第30回の世界牛病学会、2月9日に獣医学術学会年次大会（神奈川）において開催された東アジア3カ国獣医師会サミット、平成30年度のアジア地域の臨床獣医師等総合研修事業の報告がなされた。さらに生命倫理ガイドラインについては、本委員会の支援を経て、昨年4月に日本獣医再生医療学会及び日本獣医再生・細胞医療学会が「犬及び猫に及ぶ再生医療及び細胞医療の安全性確保に関する指針」を公表し、実施施設の届け出制が開始されたことが説明された。

(3) 西川理事から次のとおり説明がなされた。

産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会については、11月28日に第25回委員会を開催した。まず、産業動物獣医師の確保については、農林水産省担当官から、産業動物獣医師を取り巻く情勢の他、獣医学生に対するアンケート結果について説明されたが、産業動物は男女ともに希望者が少なく、本分野へ学生を誘導するため取り組まれている修学資金も大学生では使い手がないことから高校生向けの枠を追加した。一方、現場では成績の優秀な者を求めており、選抜するのに非常に苦労していることが報告された。次に大学における産業動物臨床獣医師の養成のあり方について、本委員会で取りまとめた「大学で養成すべき産業動物臨床獣医師及び参加型臨床実習」については獣医学術実践教育推進協議会へ提出したが、全国大学獣医学関係者代表者協議会で取りまとめたばかりの協議会で報告を受ける旨説明された後、意見交換がなされ、現場では、参加型臨床実習のうちコア・カリキュラムなのか、アドバンスト・カリキュラムなのか理解せず、一様に体験型実習として受け入れていること、実習経費は大学、学生が負担すべきものであること、大学が求める1,000名の全学生に本実習を実施することは不可能であり、早急に現場の受皿団体と大学側が密接に協議し、できうる限りカリキュラムに沿う

ような方向での実施のあり方を決定する必要があること等の意見が出された。続いて産業動物の臨床獣医師の確保施策の実例として、人材バンクの取組みが説明されたが、設置した自治体でも効果が出ておらず、本会でも設置を検討したが人員等の課題で見送ったことが報告された。一方、薬剤耐性のテーマについては、農林水産省の担当官から抗生剤の販売量は把握できるが、使用量が不明確であるため、モニタリングと薬剤耐性の制御の方策を検討する旨説明がなされた。また大橋委員からは、農場管理獣医師協会における指示書の電子化の考え方が示され、抗菌剤の乱用防止対策は、行政、獣医師、農家が一体となって取り組む必要があり、特に要指示医薬品指示書の不適正な発行が課題であることが説明された。さらに今後の産業動物診療体制について、農業災害補償制度の改正により、農協団体の家畜診療所が人件費に充ててきた掛金「乙」が利用できず、診療のみでの運営を迫られることとなり、診療収入が見込めず、経営に大きな影響をきたすことになる旨説明された後、意見交換がなされ、今後、繁殖管理、農場HACCP承認の指導等で収入を得る必要があること、診療所で対応できなくなる農家は、無獣医師地区のように家畜保健衛生所へ協力依頼する必要があること等の意見が出された。本委員会は、2月28日に第26回の会議を開催しており、4月から5月の間で最後の委員会を開催し、今期報告書を取りまとめる予定である。

(4) 横尾理事から次のとおり補足説明がなされた。

現在、農林水産省の獣医事審議会計画部会では、今後10年間の獣医療提供体制整備のための基本方針を取りまとめており、本委員会の3名の委員も本部会の委員であることから、本委員会の検討内容を反映させる報告で対応を進めている。

(5) 加地理事から次のとおり説明がなされた。

家畜衛生部会、公衆衛生部会における家畜衛生・公衆衛生委員会については、10月30日に第3回委員会を開催した。まず、公務員獣医師の確保と処遇改善について、福岡県で導入された特定獣医師職給料表を各自治体で創設することが喫緊の課題であることが確認されたが、一方、一部の自治体においては、短期的には初任給調整手当の増額が実現しやすい旨の意見が出された。次に医師会との連携強化に向けた支援体制については、各自治体は感染症法に基づき獣医師会、医師会、地域の医科大学の医師等で構成する感染症連絡協議会を設置し、年に数回会議をしている。については本協議会が医師との連携シンポジウム等を開催する際は行政の対応窓口として最良と思われ、今後、本協議会を活用することとされた。体験型の公衆衛生・家畜衛生実習の協力体制については、公衆衛生分野の就職

誘導型インターンシップのマッチングシステムであるVPキャンプに家畜衛生も加わったことから、今後、就職誘導型実習と体験型アドバンスト実習の仕分けが明確となった後の自治体の受入体制の整備が求められることとされた。

(6) 木村理事から次のとおり説明がなされた。

動物福祉・愛護部会における学校動物飼育支援対策検討委員会については、2月10日に第4回委員会を公開型拡大会議として開催した。まず、平成29年度地方獣医師会における学校動物飼育支援対策事業に関するアンケート調査については、調査結果から人口、児童が減少する中、事業内容に大きな変化はなく、活動を維持していることが伺えたこと等の意見が出された。しかしながら、行政の協力は一般的に消極的で、動物愛護管理法における飼育動物に対する管理責任は校長にあり、文部科学省では情操教育のため、子どもたちに動物を飼う機会を与えているものの、実際に獣医師が学校に関与するには非常に難しい壁がある。次に学校動物支援の取組みと対策について、沖縄県獣医師会から報告が行われ、予算の確保や管理選任について報告いただいた。続いて、がっこう新聞については、本会単独での発刊となるが、獣医師の業務を説明した子どもにとっても興味深い内容であり、ぜひとも全国に配布いただきたい。さらに意見交換では、福井県の公衆衛生獣医師から、One Healthにおける公衆衛生獣医師との連携のあり方とともに、学校からの要請がなくとも学校が取り組む環境を作ること等の必要性について説明いただいた。また、従来、継続飼育を前提として、子どもたちに飼育責任の理解の醸成を求めてきたが、教職員の労務管理の関係で飼育が困難となった場合は、動物のレンタルも考慮すること等の意見が出された。

## 7 役員改選スケジュールに関する件

境専務理事から、5月24日、平成31年度の第1回理事会が役員候補者選出の起点となり、その60日前までの3月25日に役員選任に関する必要事項の通知として、各役員の内候補の公示、推薦依頼、公募の開始が行われ、40日前までの4月15日が締切り、4月17日以降の業務運営幹部会で公募に応じた専務理事候補者の選考を実施する。4月18日に第2回役員候補者推薦管理委員会を開催して候補者等を確認し、30日前までの4月23日に立候補者、推薦者を公示する。なお、同日、会長立候補者に副会長の副会長推薦確認とともに、専務理事、特任理事の推薦を行う。10日前までの5月13日に推薦締切りあるいは候補者の確定を行い、5月16日に開催される第3回役員候補者推薦管理委員会で、役員候補者名簿と公示内容を確認し、名簿を確定する。5月24日の第

1回理事会で、役員候補者を選出し、総会の7日前までに理事会選出役員候補者を公示し、6月25日の第76回通常総会で役員候補者が提案され、役員候補者一人ごとに賛否の確認が行われ役員が選任される。なお、監事候補者が定数を超える場合は、選挙を実施する。役員が定数どおり選出された後、第3回理事会を開催し、代表理事・執行理事及び会長等を選定する旨説明された。

## 8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、平成30年12月1日以降平成31年3月10日までの業務概況等について説明がなされた後、各地区理事から職務の遂行状況が、それぞれ説明された。

## 9 その他

### (1) 女性獣医師支援対策委員会報告

栗本理事から、女性獣医師支援対策委員会に対して本対策の進め方として、①平成28年の「2020年頃を目途に一人も女性役員が就任されていない地方獣医師会には1名を女性に、すでに就任されている地方獣医師会には複数の女性役員に就任いただく」という目標から、「2030年までに地方獣医師会の女性役員を30%以上、女性獣医師の加入率を男性と同じにすることを目指す」とすること、②本会ロゴを名刺に印刷、バッジの着用により獣医師としての社会的な使命の自覚や誇りを共有して、加入促進につなげること、③地方獣医師会への女性獣医師の活躍推進についての取組みに関するアンケートの定例調査としての実施について意見聴取をした。委員からは、①及び②について賛同いただき、②のロゴについては女性向けの色や形への変更が好ましい旨意見があり、③については、より詳しい内容で調査をすることとされた。この結果を受け、①については本委員会の報告書に記載し、②については、各地方獣医師会等における考え方も異なると思われる、良い方策等について助言いただきたい。③については、地方獣医師会へ協力を依頼したい旨説明がなされた。

### (2) 獣医師賠償責任保険「クレーム対応サポート補償」制度改訂について

境専務理事から、制度改定の経緯については、消費者の権利意識の向上、インターネット普及等による消費者からの過度なクレーム、トラブルが増加傾向にあり、動物病院にとって大きな負担が生じていることが背景とされている。制度の内容は、診療獣医師が飼い主からのクレームが発生した初期段階から弁護士に相談ができる等、獣医師を時間的・精神的な負担から早期に解放するサポートシステムである。弁護士費用も本保険金で手当てでき、弁護士の紹介、地方獣医師会の顧問弁護士の活用も可能である。本制度のメリット

は、現在保険に加入する獣医師の約6割が1人開業、2割が2名という実情を踏まえ、これらの加入者の新たな保険料を現状の約1.5倍という低額に抑える等、個人が抱えるリスクを制度全体で支え、低価格の保険料で新しいサービスを提供できるということである。本理事会での了承を得た後、保険会社及び本会が新制度の説明を開始するが、7月12日の事務・事業推進会議で詳しく説明する一方、必要があれば、各地方獣医師会へ何う予定であり、1年後である2020年4月から本制度の導入についてご理解いただきたい旨説明がなされた。

- (3)「獣医師法第17条に定める飼育動物の診療について（照会）」への回答について

境専務理事から、本誌261頁に掲載のとおり説明が行われた。

#### 【その他の報告・連絡事項】

#### 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

て説明がなされた。

#### 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

北村委員長から、本連盟では地区大会での決議事項に基づき日本獣医師会の役員と連携しながら政治的な対応を進めているが、目の前の大きな課題は動物愛護管理法の改正と、動物看護師の国家資格化に向けた取組みである。動物看護師の国家資格化については、本日開催される「愛がん動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟」の第2回目の会議において法制局で作成した骨子（案）が提出される。スケジュールとしては5月の連休前までに骨子を確定し、連休後に委員長提案で国会に上程することを希望されている。われわれは、動物看護師の国家資格化に当たり、名称独占とともに業務独占として獣医師の指導・監督のもと実施可能な行為等、小動物臨床部会等を含め、構成獣医師の一人一人にその趣旨を十分理解をいただく必要がある。理事各位におかれてもなお一層の支援をお願い申し上げ連盟の報告とさせていただきます。

#### 【別記】

## 平成30年度 地区大会決議要望事項等への対応

#### 1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

- (1) 平成30年、岐阜県においてわが国で26年ぶりとなる豚コレラが発生して以降、国内10事例の感染が確認され、約47,400頭が処分され（平成31年2月19日現在）、野生イノシシにおいても岐阜県で180頭（平成31年2月22日現在）、愛知県で10頭（平成31年2月3日現在）の感染が確認されている。関連した感染事例は、長野県、滋賀県、大阪府においても発見され、いまだ感染が終息しない状況にある。また、中国ではアフリカ豚コレラが発生して、その感染が拡大し、現在隣国のモンゴル、ベトナムでも本病が確認されるなど、わが国への越境性感染症の侵入の可能性は一層高まっている。また、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人と動物の共通感染症も社会の注目を浴びており、これらの疾病への警戒も怠ってはならない。
- (2) 一方、抗菌薬はこれまでの感染症への対応において大きな役割を果たしてきたが、近年、薬剤耐性（AMR）対策が喫緊の課題として国際的に注目され、わが国においても国が薬剤耐性（AMR）対策行動計画を策定・公表し、関係者のみならず、広く国民一般に普及啓発活動を行う等対応を強化している。家畜における実態把握のためのモニタリングは実施されているものの、小動物においては、モニタリングが開始さ

れたばかりであり、今後の取組みが注目される。

- (3) このような状況の中で、本会は人と動物の健康及び環境の保全に係る関係者が連携して感染症対策及びAMR対策等に取り組むべきとする“One Health”の概念に注目し、日本医師会と学術協力の推進に関する協定書を締結し、連携シンポジウムの開催等により情報共有に向けて取り組んできた。一方、全国55すべての地方獣医師会においても、地域の医師会と連携協定を結び、獣医師と医師の全国的な情報ネットワークを構築し、今後の連携活動への取組みが期待される。
- (4) 今後本会は、第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議において採択された福岡宣言に基づき、世界獣医師会、アジア獣医師会連合等の国際団体との連携を強化し、また、アジア地域臨床獣医師等総合研修事業の推進等により国際貢献を行い、わが国獣医界が一層国際的な信頼と評価を得られるよう努める必要がある。
- (5) 一方、動物愛護管理法の改正によるマイクロチップの装着・登録の義務化が検討されている。本会としては国の動向を注視しながら、本会の具体的対応について検討を行い、法改正後の円滑な制度運用を支援する活動を実施する。
- (6) また、国においては「愛がん動物看護師法」の新規

制定及び獣医療法に基づく広告規制の緩和についても検討が進められている。このため、本会は、動物看護師の国家資格化によるチーム獣医療提供体制の推進と強化を図り、それに基づく総合的な獣医療であるかかりつけ病院の整備及びより専門的な高度獣医療の提供体制の整備について検討し、具体的な施策を講じる。

- (7) これまで取り組んできた勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、災害時動物救護対応の確立、獣医学教育の改善・充実等については、これまでの議論を一層発展させて、より具体的で実践的な対応策を検討し、適宜実行していくこととする。
- (8) このような状況の中で、平成30年度に開催された地区獣医師大会等において多数の決議要望事項等が提出された。提出された課題については、すでに実施している政策提言活動等の対応と重複しているものもあるが、いずれも今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべきものである。個々の課題については「2 平成30年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方」のとおり対処することとしたい。

## 2 平成30年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

### (1) 人と動物の共通感染症（共通感染症）及び薬剤耐性（AMR）対策等 One Health の実践

- ・人獣共通感染症としてのダニ媒介性疾患の医学界との連携強化推進（北海道地区）
- ・One Health の理念に基づく人と動物の共通感染症についての正しい知識の普及啓発（関東・東京地区）
- ・One Health の実践、人と動物の共通感染症の診断体制の強化と研修体制の充実（中部地区）
- ・共通感染症対策における、自治体、医師、獣医師の連携体制の構築（四国地区）
- ・One Health の理念による医療・獣医療の連携強化と薬剤耐性対策への取組み（九州地区）

#### 〔考え方・対応等〕

- ア 人と動物の共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策等 One Health の実践については、本会の最優先事項として取組み、日本医師会と連携してのシンポジウム等を開催し、情報共有及び対策の強化を図っている。
- イ 平成30年度においては、薬剤耐性対策やダニ媒介性疾患等に関する連携シンポジウムを開催し、医師の他、環境問題の専門家とも連携を図ってきた。
- ウ 関係行政機関に対しては、獣医師と医師の広範かつ効果的な連携を図るための体制整備に関する支援を要請し、本会と日本医師会に厚生労働省も加わった連携シンポジウムをこれまでに開催してきた。

エ 本件については、2019年度においても“**One Health**”推進検討委員会において検討を行い、その結果を本会の活動に反映させることとする。

オ すでに全国55地方獣医師会すべてにおいて地域の医師会との連携協定の締結がなされ、これが実践されてきたところであり、今後は協定に基づく活動の発展について、地方自治体を含めた連携体制の構築等の活動を支援する。

### (2) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

- ・家畜伝染病防疫体制の強化（①獣医師の確保、②輸入検疫の強化、③畜産物供給体制・共通感染症対策の充実、④家畜伝染病に係る情報網の整備）（四国地区）
- ・地域資源を生かした地域社会に根差した多様な地域づくり（九州地区）
- ・①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重責に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充、②家畜伝染病や共通感染症対策等の One Health に的確に対応できる人員確保のための予算支援、③バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大、④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

#### 〔考え方・対応等〕

- ア 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、本会として、産業動物臨床家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において具体的課題の検討を行い、その結果に基づいて、関係行政機関等に対し適宜要請活動を行ってきた。
- イ 本会を含む獣医療関係団体で構築する獣医療提供体制整備推進協議会は、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策事業を実施し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発や農場から食卓までの食の安全にかかわる高度な技術を有する管理獣医師の養成・確保に努めている。
- ウ このような中、平成28年度には福岡県において「特定獣医師職給料表」が施行されたところであり、本会はこのような先進事例も参考として、他の地方自治体にも働きかけて、家畜衛生・公衆衛生関係公務員や産業動物診療獣医師の確保を支援する。

### (3) 狂犬病対策の充実・強化

- ・獣医師会組織の増強と狂犬病予防注射接種率の向上（関東・東京地区）
- ・狂犬病予防対策の推進と防疫体制の確保：①行政と獣医師会の連携強化、②戦略的な広報の実施、③防疫演習の実施と発生時のワクチンの確保、犬の飼育

状況の把握（中部地区）

- ・①狂犬病等の共通感染症の発生状況の把握と予防対策に係る普及啓発，②予防注射の徹底と鑑札及び注射済票の装着の推進（四国地区）

〔考え方・対応等〕

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については，狂犬病予防体制整備検討委員会等で検討を行い，また各地域からの要請も踏まえて，関係行政機関等に対し要請活動を行ってきた。

イ 厚生労働省においては，本会の要請に応じ，平成19年3月2日にすでに各自治体に対して飼い犬の登録率及び予防注射率の向上について，獣医師会と綿密な連携を図るよう通知がなされている。地方獣医師会においては，狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録，定期予防注射の実効確保など）を一括受託するなど地方自治体と獣医師会との連携の下で組織的・効果的に円滑に推進されるとともに，狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として，社会的理解を得て効果的に実施されるよう本会として支援する。

ウ また，本会としては，政府において検討中の動物愛護管理法の一部改正によるマイクロチップ装着の義務化に向けて，マイクロチップと狂犬病予防法の犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の一体的な運用を図るよう要請を行っているところである。マイクロチップの装着・登録と狂犬病予防法における鑑札，狂犬病予防注射済票の発行がワンストップの手続きとして行われることにより，両者の普及が推進されるものと考えている。

#### (4) 獣医師需給対策の推進，就業環境の改善

ア 獣医師需給対策の推進，就業環境の改善

- ・公務員獣医師の処遇改善（中部地区・近畿地区）
  - ・獣医師養成確保修学資金貸与事業の広範活用（中国地区）
  - ・①医師と同等の給料表の制定，②団体勤務獣医師への地方公務員獣医師と同等の処遇の適用，③食の安全の確保，共通感染症対策の推進を図るための地方自治体等の関係施設・設備の充実及び職員の増員，④保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正（四国地区）
  - ・①職責に見合った給料表の適用，管理職ポストへの登用，諸手当の拡充による処遇改善の実施，②獣医学系大学における産業動物診療獣医師，公務員獣医師への就業支援（九州地区）
- イ 女性獣医師の活躍推進対策
- ・非就労女性獣医師の雇用促進対策，女性獣医師の子育て支援策の実施（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医師の需給対策については，産業動物臨床・家畜

共済委員会，家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえて，本会として関係機関に対し，獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善を，また大学における産業動物臨床，家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実，修学資金の活用範囲の拡大等について要請活動を行ってきたところである。

イ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては，①卒後間もない産業動物診療獣医師，公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習，②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習，実習を実施して，産業動物診療獣医師，公務員獣医師の職域への定着を図ってきた。

ウ また，獣医師の職域・地域偏在の問題解決を図るための一方策としての女性獣医師の活躍推進については，職域総合部会に設置した「女性獣医師支援対策検討委員会」でその対応を検討するとともに，各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等の具体的な施策を継続的に実施している。

エ 公務員獣医師の処遇改善については，本会と地方獣医師会が連携して関係各所へ働きかけを行った結果，平成28年度には福岡県において「特定獣医師職給料表」が施行される等，各地域で成果が見られる。

本会としては，このような先進事例を参考にしながら，今後とも活動の強化に努める所存であり，地方獣医師会においても関係各所への要請活動に今後一層尽力いただきたい。

#### (5) 動物福祉・管理対策，野生動物対策，動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」の構築（関東・東京地区）
- ・動物愛護法に定める動物取扱責任者の要件等に係る獣医師の位置づけの改正（中国地区）
- ・動物の適正飼養の啓発，不妊去勢手術の推進（四国地区）

イ マイクロチップの普及推進

- ・犬の登録に対するマイクロチップ装着の義務付けと国及び地方自治体の助成措置（中国地区）

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・ペット同行避難の認知と理解の促進（関東・東京地区）
- ・①自治体による同行避難を前提とした避難所の設置と住民への周知，②自治体等の避難訓練における同行避難訓練の実施，③同行避難の際に必要なしつけ及び健康管理に関する飼い主への普及啓発，④自治体間で広域的に災害時の動物救護に対応するた

めの体制の整備（四国地区）

- ・①広域的な災害対策の構築（広域的 VMAT の構築）、②災害時獣医療派遣チーム（VMAT）の養成と九州災害時動物救援センターを活用した育成強化（九州地区）

#### エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・学校飼育動物への支援強化（中部地区）
- ・学校獣医師の設置と制度化（中国地区）

#### オ 動物飼育環境の向上等

- ・人と動物が幸せに暮らせる社会の実現に向けて・公営住宅等における家庭動物飼育の制約の緩和（東北地区）

#### 〔考え方・対応等〕

ア 動物福祉管理対策については、これまでマイクロチップ装着の普及推進と義務化を中心として、災害時動物救護体制の充実、学校獣医師の設置と学校動物飼育の支援等について関係機関に要請を行ってきた。

イ マイクロチップの普及対応については、本会の重点項目に掲げ、装着・登録の義務化に向けてマイクロチップ普及推進検討委員会において検討を行い、法令改正後の制度運営が円滑に行われるよう支援していくこととしている。

ウ 災害時動物救護活動については、本会から環境省に要請を行った結果、平成 25 年に環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」において、飼い主の役割として同行避難が明記され、獣医師会の役割、行政との連携についても解説されている。

本会では、緊急災害時動物救援対策検討委員会等において、各地区からの要望も踏まえて、「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を作成するとともに、日本獣医師会としての対応を含めた新たな体制整備のための「日本獣医師会災害対策マニュアル」を策定することとしている。今後はマニュアル等に基づき、本会の支援により開設した九州災害時動物救援センターを活用しながら、広域的な緊急災害時の動物救護活動における対応についてさらに論議を深め、VMAT の養成・認定等に関する対応等具体的な対策を講じていくこととする。

エ 学校動物飼育支援活動については、獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けてきた。本件については、今後も学校動物飼育支援検討委員会において各地区からの要望を踏まえて検討を進め、その結果に基づいて対応を図ることとしている。

オ 野生動物対策については、前期の委員会の報告書として「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」が提出され、その内容については、平成 30 年度獣医学術学会年次大会（神奈川）におけるシンポジウムにおいて報告され、野生動物医学会等の関係学術団

体においても理解が進んでいる。今後、関係学術団体等と連携しながら、引き続き本会提言内容の普及と実践に向けた支援を継続することとしている。

カ 犬の飼育頭数の減少が指摘される中で、ペット関連業界を中心にその対策が協議されている。本会においても、家庭動物飼育健全化検討委員会における検討結果を踏まえて、関連企業、団体と連携を図り、安心して動物と暮らし続けられる環境整備のための対策を実施するとともに、動物とともに暮らす効果・効能について普及啓発を行っていくこととしている。

キ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策及び家庭動物飼育の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには、国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デー in JAPAN 等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行いながら、関係機関等に提言を行っていくこととしている。

#### (6) 獣医学教育体制の整備・充実

大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置（近畿地区）

#### 〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科への整備についても支援する立場にある。

イ 平成 29 年度から開始された参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習については、関係者で構成される「獣医学実践教育推進協議会」を通じて実習環境の整備等に積極的に協力し、調整・支援することにより、わが国獣医学教育の整備・充実に向けた取組みを促進することとしている。

#### (7) 獣医療提供の質の確保等

#### ア 獣医療提供の質の確保

- ・管理獣医師の社会的認知に向けた環境整備（東北地区）
- ・社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）
- ・動物看護師の公的資格化の早期実現（近畿地区）
- ・獣医療法第 17 条（広告制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し（中国地区）
- ・生産獣医療を通じた畜産の支援（九州地区）

## イ 家畜共済制度の充実・強化

・家畜共済制度の運営基盤の充実・強化（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医療提供の質の確保対策については、関係機関に対し、チーム獣医療の整備の推進、農業共済制度の改善、生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識、技術を備えた農場管理獣医師の養成等について要請を行ってきた。

イ 具体的には、農林水産省から獣医療提供体制整備推進総合対策事業を受託し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発、管理獣医師の育成・確保等に努めているところである。また本事業においては、新規獣医師に対する職業倫理及び関係法令並びに管理獣医師の養成等に係る講習会等を開催している。

ウ 動物看護職の国家資格化については、チーム獣医療提供体制整備の一環として関係機関等への要請を実施してきた結果、本件に係る法律制定に向けて国会議員の間で検討が行われている。本会としては、日本獣医師連盟と連携しながら今後の動向を注視し、国家資格化の実現、獣医師と愛がん動物看護師等の役割分担、及び獣医療提供体制の整備に向けて取り組んでいく。

エ また、動物飼育者の求める高度で、多様な獣医療提供体制を整備するためには、かかりつけ獣医師等のいわゆる総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供について具体的な検討を行う必要があると思われる。2019年度においては、事業推進特別委員会として総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会を設置して対応していくこととしている。

オ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。また、医療における広告規制の状況、家庭動物の飼い主をはじめとした国民の情報提供に対する要望等もあり、これらを考慮した獣医療広告規制の在り方についても農林水産省と協議していく必要がある。また、小動物獣医療におけるインフォームドコンセントの実施等に関する普及啓発を行い、適正な獣医療提供体制の構築に努めることとしている。

カ 家畜共済制度については、今般の制度改正を踏まえ、制度基盤強化のための抜本的な家畜診療所の運営改善に向けて、たとえば、生産獣医療を含む農場衛生管理技術の提供等も含め、多元的な収入源の確保等について、産業動物臨床・家畜共済委員会において検討を行い、対応を講じていく。

## (8)「獣医療情報ネットワーク」の構築（UMIN の利用）（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア インターネット上の情報ネットワークの利用については、本会ではすでに UMIN を活用して、獣医学術学会年次大会のホームページの作成と情報の提供、一般演題の登録、学会としてのメールアカウントの利用を行っている。また、日本獣医師会雑誌のすべての掲載学術論文は、独立行政法人科学技術振興機構が運営する J-STAGE に公開されている。

イ J-STAGE では、1885 年以降に本会及び日本獣医学学会が発行した雑誌を電子公開しており、だれでも閲覧できる。J-STAGE で公開された論文は、ジャパンリンクセンター（JaLC）との提携により、PubMed、CAS：Full Text Options、Crossref を介して世界中の各種学術情報サービスで公開されている論文と引用・被引用の際にリンクされ、獣医師や関連分野の人々に利用されている。

ウ また、海外向けに英語版ホームページを整備し、インターネットを通じた国際交流活動を図ることとしている。

## (9) 日本獣医師会の組織体制及び運営

ア 日本獣医師会負担金（会費）の軽減（中部地区）

イ 公益法人の収支相償等の制約の見直し（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 本会では、マイクロチップ普及事業、アジア地域獣医師研修等国際関係業務、災害対応、動物看護師の国家資格化等の制度改正等、業務が増大し、獣医学術学会開催費、動物感謝デー開催費等の負担もあり、近年決算において赤字が継続しており、このような中で、本会会費の引下げを行う状況にはない。

イ 本会としては、収支の改善、魅力ある情報の提供等を目的として事業のスクラップアンドビルドを行うとともに、本会と地方獣医師会との業務分担の明確化、マイクロチップの装着・登録の義務化を踏まえ、狂犬病予防事業の一括受託等地方獣医師会における円滑な業務運営を支援しつつ、公益事業の拡大を図るための対策を検討したいと考えている。

ウ 公益法人会計における収支相償の制約については、本会も苦慮してきたところであり、公益目的事業の一本化等により対応してきた。本件は公益法人制度の眼目の一つであり、現状での本会単独の働きかけによる制度変更は非常に困難であると思われるが、社会情勢、世論の動向等を見据えながら対応を図っていくこととしたい。